

議案第5号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年富津市条例第30号）第3条の規定により次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- | | | | |
|---|--------|-------------------|--------|
| 1 | 名 称 | 学校給食用食器、食缶、調理用備品等 | |
| 2 | 財産の種類 | 物品 | |
| 3 | 数 量 | 食器等 | 2,530組 |
| | | 食缶等 | 359個 |
| | | 配膳器具等 | 113組 |
| | | アレルギー対応容器等 | 20組 |
| | | 調理用備品等 181種類 | 1,528点 |
| 4 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 5 | 取得金額 | 57,200,000円 | |
| 6 | 契約の相手方 | 富津市大堀二丁目22番地9 | |
| | | 株式会社ケービーエス | |
| | | 代表取締役社長 北見 文子 | |

令和6年6月4日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

学校給食用食器、食缶、調理用備品等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。